

河合町入札者心得

1. 入札参加者又は開札立会人は、所定の手続きにより指定された時刻までに入札会場に入場し、静粛にしなければならない。
2. 入札参加者又は開札立会人(代理人を含む)以外のものは、入札会場に立ち入ってはならない。
3. 入札参加者又は(代理人を含む)が入札しようとする場合は、入札執行者に入札通知書、開札立会人(代理人を含む)が開札に立会う場合は競争入札参加資格確認書をそれぞれ提示しなければならない。また、代理人においては、入札開始前に入札執行者にその委任状を提出しなければならない。
4. 入札参加者または入札代理人は、次の各号の者に入札行為を委任、または入札の代理人とすることはできない。
 - (1)地方自治法施行令第167条の4に該当する者。
 - (2)法人事業者においては、その役員および使用人以外の者。
 - (3)個人事業者においては、同居の家族および使用人以外の者。
 - (4)当該入札に対する他の入札参加者または入札代理人。
5. 入札書は封筒に入れて使用印鑑で封印し、封書の表に入札書と明記し、宛名(河合町長宛)、工事番号、工事名を記載すること。
6. 入札書は、入札参加者(代理人を含む)自ら投函しなければならない。郵便の場合は到着期限までに指定の場所に到着しなければならない。なお、投函又は送付された入札書の引替え、変更または取消しは認めない。
7. 次の各号のいずれかに該当する入札行為は、無効または失格とする。
 - (1)入札書に記名押印を欠くもの。
 - (2)入札書の誤字脱字等により、必要な事項が確認できないもの。
 - (3)同一入札者がなした2以上の入札。
 - (4)入札金額の訂正、若しくは判読し難いと認められる入札書。
 - (5)公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札。
 - (6)入札に関し談合等の不正行為をした者の入札。
 - (7)入札執行者の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札。
 - (8)その他入札に関する法令等に違反した入札。
8. 落札者の決定は、予定価格の範囲内で、最低価格を提示した者とする。